

令和6年度第2回長久手市育児休業代替 任期付職員採用候補者試験 募集要項

令和7年1月1日名簿登載の長久手市任期付職員候補者試験を次のとおり行います。

育児休業を取得している職員の代替として、任期付の職員を募集します。

この職員は、任期の定めはありますが、市職員が育児休業期間中、**正規の職員**として働いていただくこととなります。

○採用までの流れ

R6.11月下旬

R7.1.1

(例) R7.4.1~採用

試験合格

→

採用候補者名簿登録

→

職員の育児休業取得状況に応じて採用

この採用試験に合格した人については、採用候補者名簿に登載された日から5年間登載され、職員から1年以上の育児休業取得の申請があった場合に、その代替職員として採用されます。任用期間は、職員の育児休業取得期間により、1年以上3年未満の期間となり、採用時に決定することとなります。

ただし、採用試験に合格してもすぐに採用されるとは限りませんのでご承知おきください。

1 試験区分・採用予定人員等

試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務	若干名	・昭和42年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人
保育士	若干名	・昭和42年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく短期大学(高等専門学校、専修学校の専門課程及び厚生労働大臣の指定する養成施設を含む)以上を卒業した人 ・保育士資格を有する人
保健師	若干名	・昭和42年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく短期大学(高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む)以上を卒業した人 ・保健師資格を有する人

※1 「専修学校の専門課程」とは、文部科学大臣により専門士の称号が付与される課程をいいます。

※2 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 試験日時等(予定)

区分	職種	日時	合格発表
第1次試験	全職種	令和6年8月8日(木)～21日(水)	8月末頃 (市ホームページにて合格者の受付番号及び受験番号を公表)
第2次試験	全職種	令和6年9月22日(日) (詳細は、第1次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	10月上旬頃 (市ホームページにて合格者の受験番号を公表)
第3次試験	全職種	令和6年10月27日(日) (詳細は、第2次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	11月上旬頃 (市ホームページにて合格者の受験番号を公表)
第4次試験	全職種	令和6年11月15日(金)または18日(月) (詳細は、第3次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	11月末頃 (郵便にて通知)

※1 試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

※2 LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)が登録されると、申請時に登録したメールアドレスに「電子文書発行のお知らせ」が届きますので、必ずマイページから電子文書をダウンロードしてください。

3 試験方法

区分	職種	内容
第1次試験	全職種	書類審査 (提出された試験申込書を審査します。) ・長久手市への想いが書かれているか ・試験申込書の志望動機及び自己PRが7割以上書かれているか
第2次試験	全職種	適性検査
	一般事務 【選択制】	能力検査試験(SPI3) (基礎能力検査をマークシート方式で実施します。)
		教養試験 (一般的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。)
	・保育士 ・保健師	専門試験 (技術職として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。)
第3次試験	全職種	グループワーク試験 (主として人物について、集団作業による試験を行います。)
	保育士	実技試験 (保育士として職務遂行に必要な能力を判断するため、実技試験を行います。)
第4次試験	全職種	口述試験 (主として人物について、個別面接による試験を行います。)

※ 試験内容は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

4 受験手続

区分	内容
<p>申込方法</p>	<p>[インターネットによる申込(原則)]</p> <p>次のURL(長久手市電子申請システム(LoGo フォーム)) に接続し、画面の指示に従って提出してください。 https://logoform.jp/form/qbGK/621906</p>  <p>《注意事項》</p> <p>ア パソコンや通信回線上の障害等により、期限までに申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、期限までに余裕をもって申込みください。</p> <p>イ インターネット申込みの際のファイル名は、下記の名称としてください。 試験申込書:「試験申込書(氏名)」</p> <p>ウ 申込時に入力したメールアドレスに、受付完了通知が送信されます。受付完了通知が届かない場合は、人事課まで電話で問い合わせください。</p> <p>エ 受験票は、ホームページから様式をダウンロードし、第1次試験の合格者発表の際に公表される受験番号を記入の上、試験申込書に添付したものと同一写真を貼付して、第2次試験受付時に提示してください。</p> <p>※ 原則、インターネットによる申込みをお願いしておりますが、困難な場合は、窓口又は郵送でも下記のとおり受け付けます。 その場合、各試験の通知はメールで送信させていただきます。</p> <p>[持参による申込]</p> <p>下記①の書類を人事課へ、原則本人が提出してください。</p> <p>[郵送による申込]</p> <p>下記①の書類を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課まで書留郵便でお送りください。</p> <p>なお、書類の不備について、申込締切後でもメールや電話にて修正をお願いすることがありますが、連絡が取れなかった場合は、申込みを受理することができませんので、ご了承ください。</p>

提出書類	<p>提出書類は以下のとおり</p> <p>①試験申込書</p> <p>※ 以下の書類については第4次試験受験時に提出していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書 ・保育士証の写し(保育士のみ) ・保健師免許証の写し(保健師のみ) <p>《注意事項》</p> <p>ア 手書きで作成した書類をPDFにする際は、複合機やスキャナー等でスキャンしてPDFにしてください(写真で撮影したものは不可)。</p> <p>イ 持参または郵送で提出する場合、試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。</p> <p>ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cm)は、3か月以内に撮影した同じものを試験申込書と受験票への貼付用の2枚用意してください(インターネット申込みの場合は1枚(受験票への貼付用))。</p> <p>持参または郵送による申込みの場合は、試験申込書及び受験票に貼ってください。</p> <p>インターネットによる申込みの場合は、試験申込書の写真欄にデータで貼り付けた後、試験申込書をPDF形式に変換してください。</p> <p>試験当日は、用意した写真を受験票に貼付し、第2次試験受付時に提示してください。</p> <p>エ 記入の際は、消えるボールペンは使用しないでください。</p> <p>オ 卒業証明書は、令和6年4月1日以降の証明日のものに限りです。</p> <p>カ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。</p>
受付期間	<p>[インターネットによる申込]</p> <p>令和6年7月1日(月)から8月7日(水)午後5時15分まで</p> <p>[持参による申込]</p> <p>令和6年7月1日(月)から令和6年8月7日(水)まで</p> <p>受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(土曜日・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受付できません。)</p> <p>[郵送による申込]</p>

令和6年7月1日(月)から令和6年8月5日(月)まで

期間内の消印有効

【送付先】

長久手市役所市長公室人事課

住所 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1

電話 0561-56-0604

5 給与(令和6年6月現在)

(1) 初任給(地域手当含む。)

	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	222,640円	199,980円	187,990円

※ 職歴等に応じて加算があります。

(2) その他諸手当

ア 期末手当 給料、地域手当等の2.45月分

イ 勤勉手当 給料、地域手当等の2.05月分

ウ 通勤手当 自家用車(月額最高31,600円)

公共交通機関(月額最高55,000円)

エ 住居手当 賃貸住宅(月額最高28,000円)

オ 扶養手当 配偶者(月額6,500円)

子 1人当たり(月額10,000円)

その他 1人当たり(月額6,500円)

カ その他 時間外勤務手当、特殊勤務手当など勤務実績により支給

(3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

(4) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

6 採用決定時期

(1) 試験の合格者は、採用候補者名簿(5年間有効)に搭載されます。

(2) 職員から、育児休業取得の申請があった場合に、名簿搭載者のうちから選考し、任期付職員として採用されることとなります。該当する候補者には、採用時期の1か月前までに連絡いたします。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1 (長久手市役所本庁舎2階③窓口)

電話 0561-56-0604 (直通)

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp (人事課代表メール)